

お気軽にご相談ください！

5月7日、市民総合相談センターオープン

問い合わせ先 市役所駅南庁舎市民総合相談センター
TEL (0857) 20-3863

消費者のみなさんを守ります

マルチ商法や架空請求のような消費者を惑わす商取引など、消費生活をおびやかす事象は絶えることがありません。

そこで、市民のみなさんの日常生活に安心を取り戻し、安全な消費生活が送れるよう、従来の消費相談機能を拡充して「市民総合相談センター」を開設します。

駅南庁舎においてください

相談窓口は、従来の本庁舎から駅南庁舎に移転します。

これは、公共交通機関や自家用車で来所いただきやすいということと、市民生活に密着した戸籍や住民登録、税、国民健康保険や国民年金、福祉関係を担当する部署が駅南庁舎内にあるために連携がとりやすいことを考慮したものです。

なお、相談センターの開設に伴って「くらし110番相談窓口」も駅南庁舎に移転しますが、月・金曜日の午後は従来どおり本庁舎でも開設しますので、ご利用ください。

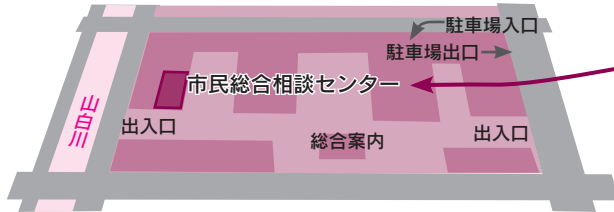
こんなことをしています

市民のみなさんの消費生活に関する

鳥取市市民総合相談センター

市役所駅南庁舎 1階（富安二丁目 138-4）

面談、電話、ファクシミリ、電子メールで相談を受け付けます。面談の際は、相談内容に関する資料をお持ちください。



消費生活相談窓口

消費生活に関する相談を、専任の相談員が受け付けます。

受付時間 8:30 ~ 17:00

休業日 土日祝日、年末年始

TEL (0857) 20-3863

FAX (0857) 20-3864

MAIL syohisoudan@city.tottori.lg.jp

くらし110番相談窓口

左記に限らず、市民生活の困りごとを相談員が受け付けます（5月7日以降）。

受付時間

平日 8:30 ~ 17:30（面談・電話相談）

TEL (0857) 20-4894

MAIL kurashi110@city.tottori.lg.jp

平日 17:30 ~ 22:00（電話相談）

土日祝日 8:30 ~ 22:00（電話相談）

TEL (090) 8715-9280

MAIL kurashi110@city.tottori.lg.jp

※月曜日（祝休日の場合は翌開庁日）と金曜日は本庁舎でも面談による相談を行います（13:00 ~ 17:00）。

※市政に関する相談は「市民総合相談窓口」へどうぞ（25ページ参照）。



- こんなときぜひぜひご相談を！**
- いろいろな勧誘で困っている。
 - 悪質な訪問販売でいらぬものを買わされた。
 - 使っている商品に欠陥がある。欠陥による事故にあった。
 - 多重債務（借金）で困っている。

るトラブルや困りごとについて、専任の相談員が相談を受け付けます。相談の内容に応じて助言を行います。市民生活全般に関する困りごとについても、助言や適切な相談機関の紹介を行います。

高度な法的知識が必要な場合には、県弁護士会や県司法書士会のアドバイスを受けながら、問題の解決に向けて支援します。

被害拡大のおそれがある案件については、国・県の消費生活相談窓口へ報告し、連携しながら広いエリアでの被害防止をめざします。

センターではプライバシーに配慮し、個室で面談を行います。秘密は厳守します。ぜひお気軽にご相談ください。

相談の流れ



「鳥取市消費者行政活性化基本方針」の検討委員を募集します

消費者、事業者、行政機関が相互の信頼の基に連携・協働し、市民の消費生活の安定と向上を図るための基本方針を策定します。

- 任期** 委嘱の日から平成22年3月31日まで
- 会議** 年5回程度 **定員** 2人
- 報酬** 出席1回につき5000円
- 条件** 市内在住の20歳以上（平成21年4月1日現在）で、平日開催の委員会に出席可能な人
- 応募** 5月15日（金）必着で、住所・氏名・年齢・職業・電話番号を明記し、「鳥取市の消費者行政への

提言」（400～800字）を添えて、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかで、市民総合相談センターまで提出してください。 ※応募多数の場合は、選考のうえ決定します。

応募・問い合わせ先

市役所駅南庁舎市民総合相談センター
 〒680-0845 富安二丁目138-4
 ☎ (0857) 20-3862 ☎ (0857) 20-3864
 ✉ syohisoudan@city.tottori.lg.jp